

ふくおか FUKUOKA 市政だより

令和6(2024)年
3/1
No.1749



震災直後の玄界島(西区)

3月20日は市民防災の日 福岡県西方沖地震を振り返る



復興後の玄界島全景

特集 福岡県西方沖地震を振り返る	1~3
令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金	4
引っ越しごみは計画的に	5
子どもの見守りサービス「オッタバイ」	6
福岡市債を発行します	7
情報BOX	8~15
区版	16

※本紙掲載の情報は2月14日時点のものです。
・中面折り込み 福岡100企画「#100レター」特別号

人口 1,645,100人 (前月比23人減) 男=776,424人/女=868,676人	面積 343.47km²
世帯数 873,701世帯 (前月比176世帯増) ※人口と世帯数は令和6年2月1日現在推計	ダムの貯水率 57.95% (2月14日現在)

- 市役所代表電話 ☎711-4111 (市外局番は092)
- 市政に関するご意見・要望・相談 広聴課 ☎711-4067 📠733-5580
- 福岡市政だよりの配布 毎日メディアサービス ☎0120-359-303

市長からのメッセージ

平成17(2005)年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の記憶と経験を風化させないために、市はこの日を「市民防災の日」と定め、毎年この時期に、防災について考える講演会等を開催しています。

地震や大雨などによる災害は、いつどこで起こるか分かりません。「自分や家族の命は自分で守る」という意識を持ち、日頃から備えておくことが大切です。

避難所情報等が確認できる市の防災アプリ「ツナガル+」は、災害時に市からの支援情報を入手できるだけでなく、自分の避難場所を伝えたり、市に支援を求めたりすることができ、登録しておくことで安心です。今一度、自分の「備え」を確認してみてください。

福岡市長 高島宗一郎



自宅は地震に耐えられますか？ 住宅の耐震化について

市は、地震に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震化にかかる費用の一部を補助しています。昭和56(1981)年5月31日以前の耐震基準で建築された住宅が対象です。

耐震化の補助内容

▽木造住宅Ⅱ2階建て以下の木造戸建て住宅の、耐震化改修工事や建て替えにかかる費用、高齢者・障がい者のためのシエルト設置費用の一部
▽共同住宅Ⅱ3階建て以上で延べ面積1000平方メートル以上の建物の耐震改修工事にかかる費用の一部

揺れやすさマップ(各区版)

マグニチュード7.2の警固断層南東部地震が発生した場合、どれくらいの揺れが予想されるのか、色分けして表示しています。地盤の状況や、建物の構造・建築年などを踏まえた耐震性能の目安も分かります。同マップは、情報プラザ(市役所1階)や各区役所情報コーナー、入部・西部出張所で配布しています。市ホームページ(「福岡市 揺れやすさマップ」で検索)にも掲載しています。



「揺れやすさマップ」中央区版

●警固断層帯 南東部地震について

警固断層帯は、福岡県西方沖地震の震源域「北西部」と、志賀島南方沖～筑紫野市にわたる活断層「南東部」(約27キロ)に分かれています。もし南東部で地震が起きたら、福岡県西方沖地震よりもはるかに多くの建物が倒壊し、多数の犠牲者が出ると予想されています。

耐震診断について

福岡市耐震推進協議会は、木造戸建て住宅を対象に3000円で耐震診断を実施しています(耐震診断書、補強計画書、工事見積書を作成)。問い合わせは、同協議会(☎0120・861・988)へ。

ほかに、福岡県による木造戸建て住宅の耐震診断アドバイザリー派遣制度(3000円ほか)もあります。問い合わせは、福岡県建築住宅センター生涯あんしん住宅(☎582・8061)へ。また市は、共同住宅の耐震診断費の補助も行っています。昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された3階建て以上、延べ床面積1000平方メートル以上の共同住宅が対象です。詳細は市ホームページ(「福岡市 共同住宅耐震化」で検索)を確認を。

防災・耐震改修セミナー

3月21日(木)午後1時30分～4時30分 定員120人

「大災害その時どうする、どうなる」と題し、防災セミナーと耐震改修セミナーを、アマカスホール(南区高宮三丁目)で開催します。申し込みは下記コードから。問い合わせは、福岡県建築住宅センター(☎781・5169)へ。スマートフォンはQRコードから



災害時に地域みんなで助かるために

防災講演会 ～個別避難計画のススメ～

市は、跡見学園女子大学コミュニティデザイン学科の鍵屋一教授を講師に迎え、防災講演会を開催します。鍵屋教授は、被災者支援等に関する活動が国の防災力向上に貢献したとして「令和5年防災

功労者防災担当大臣表彰」を受賞しました。講演では、災害時に誰一人取り残さないために、福祉や防災、コミュニティがどのように連携すればよいか、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な人への避難支援

個別避難計画について

平成25年に災害対策基本法が改正され、避難の際に支援を要する人の名簿の作成が義務付けられました。市は、▷障害者手帳を持っている人▷要介護認定を受けている人▷65歳以上の高齢者一等を登録した名簿を作成し、本人の同意を得て地域の人に提供しています。



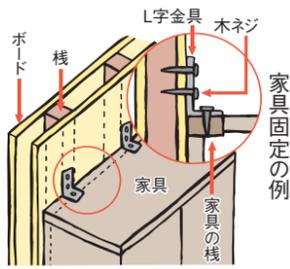
支援ガイドブックは情報プラザ(市役所1階)で配布しています

災害時、避難行動要支援者への円滑な避難支援を行うため、市は名簿を活用した個別避難計画の作成を進め、地域防災力の向上に努めています。

自分でできる地震対策

●家具の固定と配置

地震の際、家具の下敷きにならないように、たんすや食器棚などの家具類をL字金具等で壁に固定しましょう。壁を背にして配置した家具や電化製品は、前方に倒れてきます。倒れても出口をふさがないように配置し、倒れてくる方向を避けて寝ましょう。



●簡単な工夫で安全性アップ

▷棚の上の方には重い物を置かない▷窓ガラス飛散防止フィルムを貼る▷石油ストーブの電池を外して収納する一等を行っておくと安心です。



地震後、たんすの一番下を手前に引き出しておくこと余震による転倒を防ぎます

市防災アプリ ツナガル+

市は、被災者が市に直接メッセージを送れる防災アプリ「ツナガル+」を運用しています。能登半島地震では、多くの人が指定避難所以外に避難し、その状況や支援ニーズの把握が難しく支援開始の遅れにつながりました。「ツナガル+」は、どこからでも市に支援を依頼できるほか、避難所の混雑状況なども確認できます。詳細は、市ホームページ(「福岡市 ツナガルプラス」で検索)で確認を。問い合わせは、防災推進課(☎711-4153 ☎733-5861)へ。



ツナガルプラスの画面



アンドロイドはこちら

アイフォーンはこちら



内閣府「被災者支援のあり方検討会」の座長を務めた鍵屋教授

3月20日(水・祝)午後1時30分～3時(1時開場) 所 中央市民センター3階ホール 定員 500人 入場無料 申 3月15日(金)までにファクスかメール(☎bousai.01@city.fukuoka.lg.jp)に氏名、電話番号を書いてお申し込みください。下記コードからも申し込みます。



問い合わせ先/地域防災課 ☎711・4156 ☎733・5861

家庭用消火器 無料点検キャンペーン

いざという時のために、自宅にある消火器を点検し、有効期限を確認しましょう。薬剤の詰め替えは有料です。3月1日(金)～29日(金) 市消防設備士会 ☎722-1269(平日午前10時～午後4時) ☎722-1289